ふじのもり訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人高生会が開設するふじのもり訪問看護ステーションが行う訪問看護（介護予防訪問看護）の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省第 37 号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（１）指定訪問看護（介護予防訪問看護）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

（２）自ら、提供する指定訪問看護（介護予防訪問看護）の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（３）指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

（４）指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

（５）指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。

（６）常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ふじのもり訪問看護ステーション

（２）所在地　京都市伏見区深草直違橋４丁目３５９－１

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１） 管理者　看護師　１名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）看護職員　　3名以上

（３）理学療法士等　　2名以上（常勤非専従）

看護職員及び理学療法士等は、主治医の指示のもとサービスにあたる。また介護予防訪問看護計画書、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書、訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

（４）事務職員１名（常勤職員　１名）

事務職員は事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日【看護師】月曜日～土曜日までとする。

営業しない日　日曜日　及び

8月13日～8月15日　12月30日～1月3日

【理学療法士】月曜日～土曜日までとする。

営業しない日　日曜日　祝日（希望があれば訪問）　及び

8月13日～8月15日　12月30日～1月5日

（２）　営業時間【看護師】月～金8：30～17：30　土8：30～12：30

【理学療法士】月～土8：30～17：30

ただし、緊急なケアプランの変更などにより要請がある場合は上記営業日および営業時間外にもサービス提供をおこなうこととする。

（３）電話により、24時間常時対応が可能な体制とする

（指定訪問看護（介護予防訪問看護）の内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

（１）　病状・障害の観察

（２）　リハビリテーション

（３）　清拭・洗髪等による清潔の保持

（４）　褥創の予防・処置

（５）　食事および排泄等日常生活の世話

（６）　痴呆症患者の看護

（７）　療養生活や介護方法の指導

（８）　カテーテル等の管理

（９）　緊急時訪問看護

(10)　特別管理加算

(11)　ターミナルケア加算

(12)　その他医師の指示による医療処置

（利用料その他の費用の額）

第７条　指定訪問看護（介護予防訪問看護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護（介護予防訪問看護）が法定受領サービスであるときは、その利用者負担割合の負担額とする。

２　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問看護（介護予防訪問看護）に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（１）実施地域を超えた地点から片道５キロメートル未満　５００円。

（２）実施地域を超えた地点から片道５キロメートル以上の場合５キロメートルを超える毎に５００円。

（３）死後の処置料１０、０００円とする。

３　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護（介護予防訪問看護）を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

４　１回の訪問につきサービス体制強化加算６単位加算とする。

５　利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合、次のキャンセル料を請求する。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要。

（１）利用日の２営業日前までに連絡があった場合　　無料

（２）利用日の１営業日前までに連絡があった場合　　利用者負担金の３０％

（３）利用日の１営業日前までに連絡がなかった場合　利用者負担金の９０％

（実施地域）

第８条　実施地域は、伏見区・東山区・南区の地域とする。

（緊急時・事故発生時及び非常災害対策）

第９条　職員は、訪問を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。尚、事故発生時は京都市その他市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

３　職員は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出訓練を行う。

（衛生管理等）

第１０条　訪問看護職員等の清潔の保持及び健康管理について、定期健康診断などの必要な管理を行う。事務所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努める。

（個人情報の保護）

第１１条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を守り、適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者及び、その家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（秘密の保持）

第１２条　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第１３条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

（その他の留意事項）

第１４条　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人高生会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

２　事業所は訪問看護サービスに関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　看護の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　採用後３月以内

（２）継続研修　年１回

相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当　事　業　所 ご 利 用 相 談 室	窓口担当者　村上　裕美　石川孝幸 ご利用時間　**毎日午前９時～午後５時** ご利用方法　電話**０７５－６４６－５３７７（代表）** **０７５－６４６－３００７(リハビリ直通)** 面接　**当事業所相談室** 苦情箱　（**１階クリニック内**に設置）

★公的期間においても次の期間において苦情申し出ができます。

京都市伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課	〒612-8511　京都市伏見区鷲匠町 39 番地の 2 電　話　075-611-1162
京都市深草支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課	〒612-0861　京都市伏見区深草向畑町 93−1 電　話　075-642-3876
京都市醍醐支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課	〒601-1366　京都市伏見区醍醐大溝町 28 電　話　075-571-6747
京都市東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課	〒605-8511　京都市東山区清水五丁目 130 番地の 6 電　話　075-561-9128
京都市南区役所保健福祉センター健康長寿推進課	〒601-8441　京都市南区西九条南田町 1−3 電　話　075-681-3167
京都府国民健康保険団体連合会（国保連）	〒600-8411　京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内　　電　話　075-354-9090

附　則

この規定は、平成 25 年　4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年　7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年　2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年　7 月 20 日から施行する。

この規定は、平成 30 年　4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 10 月 21 日から施行する。

この規定は、平成 30　年 12 月 27 日から施行する。

この規定は、令和元年 9 月 1 日から施行する

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年　4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年　4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年　2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年　8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 11 月 21 日から施行する。

この規定は、令和元年 6 月 3 日から施行する

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。